

転勤住宅費補助

組 合 名	内 容												
朝 日	<p>① 住宅法人契約 国内に居住する賃貸住宅入居者が対象。この制度の適用を受ける賃貸住宅については、賃借人を会社として、家主と賃貸契約を交わし、本人は連帯保証人となる。 家賃の支払いは、会社が月額家賃を家主に支払い、月額家賃から会社の補助額を控除した額が本人の給与から徴収される。</p> <p>[補助額] 家賃6万円未満 家賃×0.45－住宅手当相当額 〃 6万円以上 12万円未満 (家賃－6万円)×0.35＋27,000円－住手相当額 〃 12万円以上 18万円未満 (家賃－12万円)×0.25＋48,000円－住手相当額 〃 18万円以上 63,000円－住手相当額</p> <p>[上限家賃]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">勤務地</th> <th style="width: 20%;">家族帯同者</th> <th style="width: 20%;">単身赴任・独身</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京本社</td> <td style="text-align: center;">18万円</td> <td style="text-align: center;">12万円</td> </tr> <tr> <td>大阪・西部・名古屋・北海道各本支社、神奈川・埼玉・千葉県下の総局・支局、京都・神戸・奈良の各総局、学研都市・阪神・尼崎の各支局</td> <td style="text-align: center;">15万円</td> <td style="text-align: center;">10万円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の総局・支局</td> <td style="text-align: center;">12万円</td> <td style="text-align: center;">8万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>[対象となる物件] (ア) リロケーション物件でない (イ) 貸し主が日本国内に居住 (ウ) 家賃の支払い方法が銀行振込 (エ) 家賃の振込日が前月の末日以降 (オ) 解約通告期間が1カ月以内 (カ) 貸し主が原則として本人の3親等以内の親族でない</p> <p>② 新家賃補助 住宅法人契約の対象とならない物件や法人契約ができない物件を借りたときは「新家賃補助」が適用される。補助額の算定方式、上限家賃は住宅法人契約と同じ。ただし、貸し主が本人の3親等以内物件は、原則として対象としない。</p> <p>③ 転勤者・新入社員に対する優遇措置 転勤や入社により新任地で賃貸住宅に入居する場合、次の条件となる。 [補助額] ※上限家賃は住宅法人契約と同じ 家賃6万円未満 家賃×0.7－住宅手当相当額 〃 6万円以上 12万円未満 (家賃－6万円)×0.6＋42,000円－住手相当額 〃 12万円以上 18万円未満 (家賃－12万円)×0.5＋78,000円－住手相当額 〃 18万円以上 108,000円－住手相当額</p> <p>[優遇期間] 転勤発令日または入社から5年間。ただし、地方勤務者、本社勤務の二重負担者(原任地または入社直前の居住地に保有かつ居住していた持ち家がある転勤者・入社者)、単身赴任者はその事由が解消するまで優遇措置が継続される。 なお、二重負担者が原任地に転勤し持ち家を第三者に賃貸している場合は、原則として転勤発令日から6カ月に限り優遇措置の対象となる。ただし、リロケーション契約で貸し主からの契約期間内の解消申し入れができない場合に限り、契約期間の終了まで優遇措置の対象となる。 また、経過措置として、03年9月の制度導入時点で入社時に入寮していた人は、寮を出て賃貸住宅に入居する場合は、入社から5年間に限り、優遇措置の対象となる。ただし、諸費用や引っ越し費用は本人負担。</p>	勤務地	家族帯同者	単身赴任・独身	東京本社	18万円	12万円	大阪・西部・名古屋・北海道各本支社、神奈川・埼玉・千葉県下の総局・支局、京都・神戸・奈良の各総局、学研都市・阪神・尼崎の各支局	15万円	10万円	上記以外の総局・支局	12万円	8万円
勤務地	家族帯同者	単身赴任・独身											
東京本社	18万円	12万円											
大阪・西部・名古屋・北海道各本支社、神奈川・埼玉・千葉県下の総局・支局、京都・神戸・奈良の各総局、学研都市・阪神・尼崎の各支局	15万円	10万円											
上記以外の総局・支局	12万円	8万円											

組 合 名	内 容
	<p>[諸費用] 転居に伴う諸費用は、次の範囲で会社が負担する。ただし、更新料以外は転勤発令時のみ。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 敷金 地方勤務者のみ会社が全額負担。本・支社勤務者には無利子の貸与制度あり (2) 礼金 家賃2カ月分を限度に会社が負担 (3) 仲介料 家賃1カ月分を限度に会社が負担 (4) 更新料 優遇期間内に限り、2年ごとに家賃1カ月分を限度に会社が負担 (5) 損金 転勤発令からの年数にかかわらず、転勤による退去の場合や単身赴任者が転勤発令後1年以内に家族を呼び寄せる場合で、住宅法人契約、新家賃補助制度の適用住宅に本人が転居直前に居住しており、転勤後も家族が引き続き居住している場合は、その住宅解約の際の損金について、家賃2カ月分を限度に会社が負担 (6) 違約金 再度の転勤発令によって、最初の契約期間内の解約に対し契約上発生した違約金は、家賃2カ月分を限度に会社が負担 (7) 転勤発令日以降の家賃 転勤発令1カ月前に異動内示がなく解約申し入れが遅れ家賃が発生した場合は、家賃1カ月分を限度に会社が負担 (8) 敷引き 礼金、損金を徴収されず、敷き引きを徴収される地域では、入居事由が転勤あるいは入社でかつ転勤による退去の場合は家賃4カ月分、転勤によらない退去の場合または入居事由が転勤、入社以外で転勤による退去の場合は家賃2カ月分を限度に会社が負担 (9) 転勤発令後1年以内の再転居 地方勤務者が同一任地内で転居する場合や単身赴任者が家族を呼び寄せる場合の家族及び本人の引っ越し費用と、新たな住宅法人契約等を行う場合の礼金1カ月分、損金1カ月分、仲介料0.5カ月分と、地方勤務者は敷金全額を会社が負担 <p>※上記諸費用の「家賃」には共益費、駐車場代は含まず、各地域・赴任形態による上限家賃が限度</p> <p>④ 転勤者寮 本支社への転勤者及び本社配属の新入社員が希望すれば入寮できる。</p> <p>[入寮期限] 転勤発令または入社から5年間。ただし、二重負担者及び単身赴任者には入寮期限の制限はない。</p> <p>[寮費] 転勤者 会社支払家賃－住宅法人契約による会社補助相当額 新入社員 会社支払家賃×35%</p> <p>入寮期限の5年間を過ぎた場合には、家族寮は寮費に[超過年数×1.5万円]、独身寮は寮費に[超過年数×1万円]が上乘せされる。</p> <p>[補修費] 転勤による退去の場合の補修費は、会社支払家賃2カ月分を限度に会社が負担する。転勤によらない場合は本人負担</p> <p>[空室への入居対応] 同一異動時期に退去で空室となる転勤者寮に転居する際、入居先の寮の補修やハウスクリーニングに必要な期間、ウィークリーマンションに一時入居することができる。</p> <p>その際の費用は、発令日から転勤者寮入居可能日の1週間後までの範囲で、新家賃補助の計算式による日額が補助される。</p> <p>ただし、ウィークリーマンションへの入退去にかかる引っ越し費用は、本人負担となる。原任地から新任地の転勤者寮までの引っ越し費用は会社負担</p>

組 合 名	内 容
	<p>⑤ その他 [特別家賃補助] 単身赴任者(単身赴任手当受給者のみ)の主たる家族が原任地等で賃貸住宅に入居する場合には、その勤務地に適用されている上限家賃で算出した額を家賃補助として支給される。</p> <p>[単身赴任者の家賃優遇措置] 赴任先の自宅家賃を負担している単身赴任者については、その勤務地に設定されている上限家賃で算出した補助額を適用する。契約する物件の月額賃料から。 上限家賃 120,000 円地区は 補助額 65,000 円 上限家賃 100,000 円地区は 補助額 53,000 円 上限家賃 80,000 円地区は 補助額 41,000 円 を現時だが金額は法人契約料として徴収される。ただし、最低使用料は 10,000 円。</p> <p>[子どもの教育のための単身赴任] 住宅法人契約・新家賃補助の適用を受けていた者が、転勤発令を年度途中で受け、高校から幼稚園に在籍中の子供がいるために、主たる家族を引き続き従来の住宅に居住させて、単身赴任(単身赴任手当受給者のみ)する場合、従来の住宅の契約と会社の補助の継続を申請すれば、その年の学年度末まで制度の適用が延長される。</p>
毎 日	<p>転勤者家賃補助</p> <p>① 転勤して家賃を払う場合、半額をこえる部分について、5 年に限り次の限度で家賃補助、次の1年間2分の1 世帯赴任 21,000 単身 16,000</p> <p>② 転勤して社宅・寮に居住する場合には適用しない 但し、1年以内に他に移転して家賃を払う場合は残余の期間①を適用</p> <p>③ 新入社員の家賃補助は3年間で家賃の2分の1で限度16,000円など</p> <p>④ 住宅貸付100万(新入社員50万)権利金など社負担20万</p> <p>⑤ 地方機関勤務者の家賃補助期間 5年</p> <p>賃貸入居支度料 転勤に伴い、賃貸住宅に入居した場合、家賃3カ月相当分を40万円を限度に支給。ただし、社有施設(寮、社宅・支局長住宅、通信軌駐在)に入居する者は対象外。</p> <p>転勤支度金 73,000 円</p>
読 売	<p>転勤者家賃補助</p> <p>① 民間賃貸住宅借り上げ社宅 転勤者は、業務委託先の大東建託を通じて紹介された民間の物件から賃貸住宅を自由に選べる。これを会社が借り上げ、家賃を補助する。2004年11月から単身者向けに家具付きワンルームタイプの「レオパレス21」も導入。 ☆補助額=(月額家賃-2万円)×70%。補助額上限5万円。共益費は除く。入社直後から勤続5年未満については上限3万円。 ※総支局次席、支社次長・部長は、家賃の55%まで補助 ☆適用期間=4年間。 ☆その他=異動内示と発令日が近接し、賃貸契約上、発令日以降の家賃の支払い義務が生じた場合は、会社が家賃の全額を負担する。</p> <p>② リロケーション借り上げ社宅 (株)リロケーション・ジャパンの提供物件の中から転勤者が自由に選べる。家賃の一</p>

組 合 名	内 容
	<p>部を会社が補助。 ☆補助額=(月額家賃-2万円)×70%。補助額上限5万円。共益費は除く。入社直後から勤続5年未満については上限3万円。 ※総支局次席、支社次長・部長は、家賃の55%まで補助 ☆適用期間=4年間。 ☆対象者=夫婦2人以上の転勤者 ☆その他=転勤留守宅のリロケーション貸し出しには月1万5000円を限度に家具保管料を実費補助する。</p> <p>③ 社宅 【阿佐ヶ谷寮】 家賃=つき7万6,000円 入居期限=4年間 間取り=3LDK 戸数=4戸 入居条件=配偶者および子供がいること</p>
大阪読売	<p>① 転勤は礼金、家賃3カ月分を会社に負担。ただし、社宅は別 ②リロケーション利用制度 ▽大阪本社への転勤着で、本人、配偶者を含め同居の家族が2人以上ある者または地方勤務者で「民間賃貸住宅借上げ制度」の適格要件を満たす者 ▽対象者が希望した場合、会社が法人契約した(株)リロケーション・ジャパンの提供する物件を社宅として借り上げて入居。社宅料の徴収、不動産仲介手数料、礼金、適用期間などは「民間賃貸住宅借上げ制度」と同じ扱い。 ▽大阪本社からの地方転勤者または出向者が、(株)リロケーション・ジャパンに自宅を貸し出した場合、1か月15,000円を限度に家具保管料を実費補助。</p> <p>③民間賃貸住宅借上げ制度 ▽社員もしくは社員試用、試用で辞令による移動で転居の必要を会社が認めた人 ▽総支局次席は月額家賃の55%、その他は月額家賃から20,000円を引いた額の7割 勤続5年未満=上限30,000円 5年以上=上限50,000円 ▽発令日から起算して4年間(取材記者職の初任地に限り5年間) ▽入居に伴う不動産仲介手数料・礼金は、50万円を限度に会社負担(単身用家具付き住宅「レオパレス21」) ▽辞令に伴う異動で独身、単身赴任など家族を伴わずに転勤する者 ▽一転勤につき発令日から起算して4年間。 ▽家賃の自己負担分、火災保険等の入居者総合サービス料(2年間で20,000円)、退去時のクリーニング費、現状復帰費、高熱水道費、駐車場使用料 ▽補助額→総支局次席は月額家賃の55%、その他は月額家賃から20,000円を引いた額の7割。勤続5年未満=上限30,000円、勤続5年以上=上限50,000円</p>
西部読売	<p>転勤住宅費補助 会社契約の借上げ住宅とし、敷金は会社が負担するが、退去時の補修費は原則として入居者と会社が折半とする。ただし、家賃は本人負担。勤続5年以上が対象。</p>

組 合 名	内 容												
共 同	<p>① 転勤者の住宅は、家賃補助と社契約(借り上げ)の二方式とする</p> <p>イ) 敷金は本人負担(融資あり)とし、権利・礼金社負担(限度 50 万)</p> <p>ロ) 家賃は 2 分の 1 を社負担。限度 7 万円 5 年間で打切り(支社は 6 年)</p> <p>ハ) 公営住宅入居は基準給 20%をこえる家賃は、2 分の 1 を限度として補助 4 年間で打切る</p> <p>ニ) 技術革新に伴う業務縮廃などによる配転については家賃補助は別の取り扱いを組合と協議する</p> <p>ホ) 公団間移動で仮住居からの引越費用は社負担</p> <p>ヘ) 地方在勤は 2 年限度に延長する(計 6 年)</p> <p>ト) 家族よびよせ、結婚・出産などによる転居は家賃補助を打ち切らない</p> <p>チ) 再転勤で単身赴任の場合は家族の住宅への補助は 3 年を限度に継続する</p> <p>リ) 自己都合で転居する場合も補助期間中は補助を継続</p> <p>ヌ) 消費税は家賃補助に含めて考える</p>												
時 事	<p>①公団間移動は、移転費用 6 万円まで社負担(仮住居経ては全額)</p> <p>②権利金 15 万円まで社負担</p> <p>③住宅下見のため特別有給休暇と鉄道航空運賃を支給</p> <p>④転勤者住宅手当(家賃の半分相当額支給)</p> <table border="1" data-bbox="371 880 824 971"> <thead> <tr> <th>限度</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世帯</td> <td>58,300</td> <td>52,800</td> <td>48,700</td> </tr> <tr> <td>単身</td> <td>45,300</td> <td>39,800</td> <td>35,700</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)A地域=本社(成田支局含む)、横浜総局(川崎、湘南、厚木支局含む)、千葉支局(東葛支局含む)、浦和支局(川越支局含む)、立川支局に勤務する者および東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県に居住する者</p> <p>B地域=大阪支社(東大阪、堺支局含む)、京都総局、神戸総局(阪神、姫路支局含む)、名古屋支局(岡崎、豊橋支局は除く)に勤務する者および大阪府、京都府、兵庫県、名古屋市に居住する者</p> <p>C地域=上記以外の支社総支局に勤務する者および上記以外に居住する者</p> <p>⑤ 単身赴任住宅費補助</p> <p>(イ)別居赴任前の住宅手当のほか、別居赴任先では通常社宅または借り上げ社宅に入居することとする</p> <p>本人負担(家賃)</p> <p>社宅=5,000、9,000 支局二階=3,000</p> <p>借り上げ社宅=実際の家賃 4 万円未満=一律 6,000</p> <p>〃 6 万円未満=実際の家賃の 15%</p> <p>〃 6 万円以上=実際の家賃から 51,000 を差し引いた額</p> <p>(ロ) 赴任時に支度金一律 50,000</p> <p>(ハ) 電話は社が設置し、貸与(料金は自己負担)</p> <p>(ニ) 引越し作業手伝いに往復交通費(家族 1 人分)を支給</p> <p>⑥ 転勤者の持ち家リロケーション</p> <p>社員が国内転勤時に持ち家を賃貸できるよう、社が専門業者と法人契約し、斡旋する。ただし、経費、手数料等は個人負担。</p> <p>⑦ ウォシュレットの取り付け・取り外し費用を社が負担する。</p>	限度	A	B	C	世帯	58,300	52,800	48,700	単身	45,300	39,800	35,700
限度	A	B	C										
世帯	58,300	52,800	48,700										
単身	45,300	39,800	35,700										

組 合 名	内 容																									
東 京	① 転勤借上げ住宅の家賃 60%社負担(次長 80% 支局長 100%社負担) 面積基準は 独身 15㎡ 2人 30㎡ 4人 50㎡ 5人以上 60㎡ ② 転勤時修繕費 3万まで こえる分半額 ③ 支局併設住宅の使用料 平均 4,562																									
日刊工業	① 借上げ住宅の規模は家族状況を勘案して決定 ② 家賃の限度額 <table border="1" data-bbox="358 475 1181 707"> <thead> <tr> <th>入居時の資格</th> <th>地域区分</th> <th>3人以上</th> <th>4人以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">部長以上(局長、支社長、局次長、支社次長、部長、主査1・2級)</td> <td>A</td> <td>70,000</td> <td>80,000</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>65,000</td> <td>75,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">課長補佐以上(部次長、支局長、編集長、主査3級、課長職1級～課長補佐職、係長)</td> <td>A</td> <td>65,000</td> <td>75,000</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>60,000</td> <td>70,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">社員</td> <td>A</td> <td>55,000</td> <td>65,000</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>50,000</td> <td>60,000</td> </tr> </tbody> </table> A地区＝東京, 神奈川, 埼玉, 千葉, 大阪, 京都, 兵庫, 福岡の各都府県 B地区＝上記以外 ③ 逡増額社宅家賃の居住者負担は 5年間家賃の 3分の1 6年目以降 10%増 終了 10年 ④ 同一居住地での社宅の期限を最高 10年間とする	入居時の資格	地域区分	3人以上	4人以上	部長以上(局長、支社長、局次長、支社次長、部長、主査1・2級)	A	70,000	80,000	B	65,000	75,000	課長補佐以上(部次長、支局長、編集長、主査3級、課長職1級～課長補佐職、係長)	A	65,000	75,000	B	60,000	70,000	社員	A	55,000	65,000	B	50,000	60,000
入居時の資格	地域区分	3人以上	4人以上																							
部長以上(局長、支社長、局次長、支社次長、部長、主査1・2級)	A	70,000	80,000																							
	B	65,000	75,000																							
課長補佐以上(部次長、支局長、編集長、主査3級、課長職1級～課長補佐職、係長)	A	65,000	75,000																							
	B	60,000	70,000																							
社員	A	55,000	65,000																							
	B	50,000	60,000																							
道 新	<ul style="list-style-type: none"> ・転勤者は、自宅、実家、支局などに入居する場合を除き、借り上げ住宅(会社が第三者から会社名義で賃借した住宅を社員に使用させ、家賃の一部を徴収する方法で提供される住宅)に入居することを原則とする。 ・入居期間は転勤発令日以後、勤務地に在任中とする。ただし、本社勤務者(出向、本社工場、札幌工場を含む)においては発令日から 7年、支社、総・支局、函館工場、旭川工場、釧路工場、帯広工場勤務者においては発令日から 10年、発令時に任地に自宅を有するものは 6カ月とする。 ・借り上げ住宅区分、家賃の会社負担の上限は、次の通りとする。ただし、本人最低負担額を 10,000円とする。 1. 借り上げA(家族同伴転勤者:家族を有し、転勤に際してその全部または配偶者を含む家族の一部を同伴して赴任するもの) 札幌本社……………当該家賃の 55,050円まで 道内その他地域……………当該家賃の 48,250円まで 道 外……………当該家賃の 127,200円まで 2. 借り上げB(上記以外の転勤者) 札幌本社……………当該家賃の 33,000円まで 道内その他地域……………当該家賃の 30,000円まで 道 外……………当該家賃の 59,500円まで <ul style="list-style-type: none"> ・付則 平成 26年 7月 1日 社宅・寮制度廃止に伴い、全面改正する。これに伴い経過措置を以下の通り設ける。 1. 入居期間に係る経過措置 平成 26年 7月 1日時点で、既に本社 7年、支社 10年の年限を超える入居者ならびに年限までの残余期間が 1年未満の入居者について平成 27年 6月末日まで借り上げ住宅制度を適用する。 2. 会社負担に係る経過措置 平成 26年 7月から 1年間、次の区分の者について会社負担上限額を以下の通りとする。																									

組 合 名	内 容
	借り上げ A 入居者 札幌本社 当該家賃の 65,050 円まで 道内その他地域 当該家賃の 58,250 円まで 道 外 当該家賃の 132,200 円まで 借り上げ B に入居する道外勤務独身者 当該家賃の 70,000 円まで
西日本	① 適用範囲 北九支社、総・支局(直轄支局を含む)に転勤し、引き続き勤務する老で、アパート、又は借家に居住する者。但し、本社・直轄支局間の転勤者は除く。 ② 基準住宅規模 家族構成(本人を含む)による基準住宅規模は、次の通りとする。 単身者、独身者=2DK(1LDK、3Kを含む)以下 2.0 ~ 3.0 = 3DK(2LDKを含む)以下 4.0 = 4DK(3LDKを含む)以下 5.0 = 5DK(4LDKを含む)以下 未就学児を 0.5、小学生以上を 1.0 とし、合計数に端数(0.5)がついた場合は切り上げる。 ③ 住宅補助支給額 (イ) 基準規模の住宅の 1 カ月家賃より 8,000 円(住宅手当のうち、住宅費補助負担がない従業員にも支給している 3,700 円を除いた額)を差し引いた残額の 50%を住宅費補助とする。 (ロ) 住宅費補助限度額は 60,000 円とする。 ④ 経過措置 新住宅補助が現行住宅補助を下画る場合は、現行住宅補助を支給する。 ⑤ 冷暖房器具の移設工事費を 1 台に限り 30,000 円を限度に実費支給 ⑥ 幼稚園の転園費用補助限度額 40,000 円 ⑦ 独身男性が本社に赴任し入寮せず民間住宅を借りる場合 転勤赴任一時金 10 万円を支給
釧 路	転勤地手当 根室 7,000 帯広 10,000~20,000
苫小牧	入居時の権利・敷金社負担 家賃レベルは社の指定

組 合 名	内 容															
東 奥	<p>①借上げ社宅の賃貸料補助</p> <table border="1" data-bbox="381 282 979 382"> <thead> <tr> <th></th> <th>賃貸料</th> <th>借り上げ料の最高限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県内転勤者</td> <td>借り上げ料の2.5割</td> <td>90,000円</td> </tr> <tr> <td>県外転勤者</td> <td>借り上げ料の1.5割</td> <td>150,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>借り上げ料が最高限度額を超えた場合は、越えた分について全額本人負担とする。 (※敷金、礼金等は社負担)</p> <p>②下宿料の補助</p> <table border="1" data-bbox="374 506 869 606"> <thead> <tr> <th></th> <th>補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家族と別居して単身赴任した場合</td> <td>下宿料の5割</td> </tr> <tr> <td>独身者の場合</td> <td>下宿料の3割</td> </tr> </tbody> </table> <p>①、②とも支社局勤務期間中適用</p> <p>③ 支社・支局から本社に転勤した場合は、この適用期間を3年間とする。 ※敷金、礼金等は社負担。但し、適用期間満了時には触統して居住するも敷金相当分を社に返還。期間満了後は会社契約から個人契約に切り替わる。</p>		賃貸料	借り上げ料の最高限度額	県内転勤者	借り上げ料の2.5割	90,000円	県外転勤者	借り上げ料の1.5割	150,000円		補助額	家族と別居して単身赴任した場合	下宿料の5割	独身者の場合	下宿料の3割
	賃貸料	借り上げ料の最高限度額														
県内転勤者	借り上げ料の2.5割	90,000円														
県外転勤者	借り上げ料の1.5割	150,000円														
	補助額															
家族と別居して単身赴任した場合	下宿料の5割															
独身者の場合	下宿料の3割															
デーリー東北	<p>転勤家賃補助 補助対象:家賃(共益金を含む)</p> <p>① 本社→支社局 青森, 十和田 70% 上限 6万 東京 90% 上限 15万 他 50% 上限 4万 支社局→本社 1年間 30% 上限 4万</p> <p>② 初任支社局→本社 2年間 初任支社局→支社局 在勤中</p> <p>③ 総支局に居住は全額社負担</p>															
陸 奥	<p>転勤住宅費補助 上限 有扶・無扶 29,000</p>															
岩 手	<p>社宅及び借り上げ社宅 ◇条件・同居家族 支社長、支局長または支社局員で会社が必要と認めた者に貸与。同居する親族は三親等以内の家族 ◇使用料 借り上げ社宅、下宿の月額使用料は下表のとおり。入居者の当月分(家賃払い月)の給与から控除する。 東京・大阪支社</p> <table border="1" data-bbox="358 1609 1218 1734"> <thead> <tr> <th></th> <th>家賃</th> <th>社員使用料</th> <th>負担率</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・家族帯同の</td> <td>100,000円以内</td> <td>10,000円</td> <td>10.0%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		家賃	社員使用料	負担率		・家族帯同の	100,000円以内	10,000円	10.0%						
	家賃	社員使用料	負担率													
・家族帯同の	100,000円以内	10,000円	10.0%													

組 合 名	内 容					
	異動 ・部次長以上	110,000 円以内	15,000 円	13.6%		
		120,000 円以内	20,000 円	16.7%		
		130,000 円以内	25,000 円	19.2%		
		130000 円超	25,000 円+超過分	19.2%	超	
	・その他	80,000 円以内	10,000 円	12.5%		
		90,000 円以内	12,000 円	13.3%		
		90,000 円超	12,000 円+超過分	13.3%	超	
	仙台支社					
		家賃	社員使用料	負担率		
	・家族帯同の異動 ・部次長以上	70,000 円以内	9,000 円	12.9%		
		80,000 円以内	10,000 円	12.5%		
		90,000 円以内	15,000 円	16.6%		
		90,000 円超	15,000 円+超過分	16.6%	超	
・その他	60,000 円以内	9,000 円	15.0%			
	70,000 円以内	13,000 円	18.6%			
	70,000 円超	13,000 円+超過分	18.6%	超		
県内支局・八戸支社						
	家賃	社員使用料	負担率			
・家族帯同の異動 ・部次長以上 ・支局舎以外に居住の支局長	60,000 円以内	8,000 円	12.3%			
	60,000 円超	8,000 円+超過分	12.3%	超		
・その他	50,000 円以内	7,000 円	12.7%			
	50,000 円超	7,000 円+超過分	12.7%	超		
(付則) 第7条(使用料)別表に関して、東日本大震災後の賃貸住宅事情を鑑み、陸前						

組 合 名	内 容
	<p>高田市内、大船渡市内の社宅については、平成 26 年 12 月分使用料（前月給与から控除）から平成 29 年 11 月分使用料（同）の 36 カ月間、特例として家賃水準を引き上げる。社員使用料は据え置く。平成 29 年 12 月分使用料（同）以降に関しては、その時点での賃貸住宅事情等を踏まえて再検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 陸前高田市 10,000 円増額 ・ 大船渡市（家族帯同の異動、部次長以上、支局舎以外に居住の支局長） 10,000 円増額 ・ 大船渡市（その他） 5,000 円増額 <p>帰任時住宅費補助 支社局勤務者が本社に帰任して賃貸住宅に住居する場合、会社は 10 万円を限度として、礼金、仲介手数料の一部または全部を補助する。ただし、帯同家族が 1 人増えるごとに 1 万円を加算し、帯同 3 人以上の場合は 13 万円を限度とする。</p>
秋田魁	<p>転勤者住宅補助 支局勤務者に家賃の 70%を補助 上限 42,000</p>
山 形	<p>① 自己負担限度 独身 1K20,000 2K24,000 夫婦・子が幼児 3K27,000 夫婦、子が年長 4K30,000</p> <p>② 県外は超える分の 30,000 まで全額、さらに上まわれればその半分を補助（限度 5,000）</p> <p>③ 転勤時（本社、県内支社局）の家賃補助 50%（上限 28,000） 下宿は家賃の 3 分の 1 を対象に 40%補助。ただし、適用期間は転勤後 3 年間。</p>
河 北	<p>借り上げ社宅家賃補助(本人負担分補助上限) 家族帯同者 50,000 円 単身赴任者 31,000 円 独身者 30,000 円 支給期間 4 年間</p>
福島民友	<p>支局家賃補助 90% 上限(都市部 48,000 郡部 43,000)をこえた分は 50%補助 入居時の権利・礼金 家賃の 3 カ月分負担 単身支局, 2 人制支社を対象に単身で赴任している者への住宅補助 半額補助</p>
茨 城	<p>全員に支給する基本支度金と、住宅を借りる場合は借家加算金として、さらに家族と一緒に転居する場合は、家族帯同加算金として基本支度金に加算する。 基本支度金 70,000 円</p>

組 合 名	内 容												
	借家加算金 30,000 円 家族帯同加算金 50,000 円												
全下野	<p>借り上げ住宅の家賃(上限は下記)の90%社負担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>妻帯</th> <th>独身</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京・大阪</td> <td>130,000</td> <td>80,000</td> </tr> <tr> <td>県内</td> <td>76,000</td> <td>50,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>入居費用(敷金など)は社負担(限度は家賃3カ月分)</p>		妻帯	独身	東京・大阪	130,000	80,000	県内	76,000	50,000			
	妻帯	独身											
東京・大阪	130,000	80,000											
県内	76,000	50,000											
上 毛	<p>転勤住宅補助 一級以下 51,000 主事 54,000 参事 58,000 理事 62,000 東京支社(営業)勤務は新幹線通勤をみとめる。</p>												
埼 玉	<p>① 本社から地方へ転勤は、家賃の全額社負担 ② 地方から本社へ転勤は、引越経費のほか、権利・敷金と当月分の前払い家賃の社負担</p>												
神奈川	<p>支局長は全額社負担 支局員は敷金・礼金社負担 家賃の50%(上限 30,000)</p>												
報 知	<p>入居費の社負担、家賃1年間半額補助(注)この間住手はなし 1年後の転居費は無利子貸付</p>												
スポニチ	<p>原則3年を限度に補助</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>世帯赴任者</th> <th>単身</th> <th>独身</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部長職以上</td> <td>100,000</td> <td>80,000</td> <td>70,000</td> </tr> <tr> <td>上記の他のもの</td> <td>80,000</td> <td>60,000</td> <td>50,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>敷金と火災保険料は全額会社負担 礼金と仲介手数料は家賃補助の2カ月上限とする</p>		世帯赴任者	単身	独身	部長職以上	100,000	80,000	70,000	上記の他のもの	80,000	60,000	50,000
	世帯赴任者	単身	独身										
部長職以上	100,000	80,000	70,000										
上記の他のもの	80,000	60,000	50,000										
日刊スポ東京	<p>①引越しに伴う荷造・運送費 実費とし、原則として会社が指定した運送業者に、その実費を会社が直接支払う。 ただし、特殊な家財で多額の費用を要する場合は、制限を加えることがある。</p> <p>②転任時の旅費 (イ)本人 旅費規定による交通費および日当を支給する。 (ロ)家族 家族を帯同して赴任する場合は、旅費規定による従業員と同一の交通費および日当を1人分と子どもについては実費を支給する。ただし、6歳未満の子については日当の半額を加算する。</p>												

組 合 名	内 容																																																																																
	<p>③転任時の住宅借り上げに伴う敷金、礼金および仲介料および帰任時の礼金、仲介料は、全額会社負担とする。ただし、転任先でやむを得ない事由が生じ、転居するときは会社の承認を得た場合、1回に限り、敷金を会社負担する。転任時の自己所有車の駐車場契約については、本人が行うものとし、駐車場の諸費用については会社は負担しない。</p> <p>④転任時に伴う住居にかかる突発的負担等については、話し合いの上、考慮することがある。</p> <p>⑤転任時における電話架設費は、会社名義で会社負担とする。ただし、自己所有の電話移設の場合は、移設費を会社が負担する。</p> <p>⑥転任者の子の幼稚園入園金については、二重支払の事実があった場合のみ、実費を会社が負担する。</p> <p>⑦以上の他、転任にかかわる一切の費用の準備金として次の支度金を支給する。なお、等級区分は事例発令前の等級とする。</p>																																																																																
	<table border="1" data-bbox="358 685 1195 1149"> <thead> <tr> <th>等級区分</th> <th>任地</th> <th>家族帯同 単身赴任</th> <th>独身</th> <th>任地</th> <th>家族帯同 単身赴任</th> <th>独身</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>E-3、E-4、E-5</td> <td rowspan="3">札幌</td> <td>192,000</td> <td>98,000</td> <td rowspan="3">盛岡</td> <td>162,000</td> <td>98,000</td> </tr> <tr> <td>E-1、E-2</td> <td>181,000</td> <td>90,000</td> <td>150,000</td> <td>90,000</td> </tr> <tr> <td>J層、S層</td> <td>174,000</td> <td>88,000</td> <td>143,000</td> <td>88,000</td> </tr> <tr> <td>E-3、E-4、E-5</td> <td rowspan="3">仙台</td> <td>150,000</td> <td>98,000</td> <td rowspan="3">静岡</td> <td>142,000</td> <td>98,000</td> </tr> <tr> <td>E-1、E-2</td> <td>140,000</td> <td>90,000</td> <td>131,000</td> <td>90,000</td> </tr> <tr> <td>J層、S層</td> <td>136,000</td> <td>88,000</td> <td>127,000</td> <td>88,000</td> </tr> <tr> <td>E-3、E-4、E-5</td> <td rowspan="3">名古屋</td> <td>157,000</td> <td>98,000</td> <td rowspan="3">大阪</td> <td>164,000</td> <td>98,000</td> </tr> <tr> <td>E-1、E-2</td> <td>146,000</td> <td>90,000</td> <td>153,000</td> <td>90,000</td> </tr> <tr> <td>J層、S層</td> <td>139,000</td> <td>88,000</td> <td>145,000</td> <td>88,000</td> </tr> <tr> <td>E-3、E-4、E-5</td> <td rowspan="3">福岡</td> <td>196,000</td> <td>98,000</td> <td rowspan="3">小倉</td> <td>196,000</td> <td>98,000</td> </tr> <tr> <td>E-1、E-2</td> <td>185,000</td> <td>90,000</td> <td>185,000</td> <td>90,000</td> </tr> <tr> <td>J層、S層</td> <td>178,000</td> <td>88,000</td> <td>178,000</td> <td>88,000</td> </tr> </tbody> </table>						等級区分	任地	家族帯同 単身赴任	独身	任地	家族帯同 単身赴任	独身	E-3、E-4、E-5	札幌	192,000	98,000	盛岡	162,000	98,000	E-1、E-2	181,000	90,000	150,000	90,000	J層、S層	174,000	88,000	143,000	88,000	E-3、E-4、E-5	仙台	150,000	98,000	静岡	142,000	98,000	E-1、E-2	140,000	90,000	131,000	90,000	J層、S層	136,000	88,000	127,000	88,000	E-3、E-4、E-5	名古屋	157,000	98,000	大阪	164,000	98,000	E-1、E-2	146,000	90,000	153,000	90,000	J層、S層	139,000	88,000	145,000	88,000	E-3、E-4、E-5	福岡	196,000	98,000	小倉	196,000	98,000	E-1、E-2	185,000	90,000	185,000	90,000	J層、S層	178,000	88,000	178,000	88,000
等級区分	任地	家族帯同 単身赴任	独身	任地	家族帯同 単身赴任	独身																																																																											
E-3、E-4、E-5	札幌	192,000	98,000	盛岡	162,000	98,000																																																																											
E-1、E-2		181,000	90,000		150,000	90,000																																																																											
J層、S層		174,000	88,000		143,000	88,000																																																																											
E-3、E-4、E-5	仙台	150,000	98,000	静岡	142,000	98,000																																																																											
E-1、E-2		140,000	90,000		131,000	90,000																																																																											
J層、S層		136,000	88,000		127,000	88,000																																																																											
E-3、E-4、E-5	名古屋	157,000	98,000	大阪	164,000	98,000																																																																											
E-1、E-2		146,000	90,000		153,000	90,000																																																																											
J層、S層		139,000	88,000		145,000	88,000																																																																											
E-3、E-4、E-5	福岡	196,000	98,000	小倉	196,000	98,000																																																																											
E-1、E-2		185,000	90,000		185,000	90,000																																																																											
J層、S層		178,000	88,000		178,000	88,000																																																																											
	<p>⑧転任地での借り上げ住宅の補助(月額) 家賃の7割を会社負担、3割を本人負担とし、会社負担額の上限金額は下表の通りとする。ただし、家賃が下表下段の会社負担上限適用家賃を超える場合は、超えた金額について全額自己負担とする。</p> <table border="1" data-bbox="358 1333 1222 1574"> <thead> <tr> <th>等級区分</th> <th></th> <th>単身赴任</th> <th>家族帯同</th> <th>独身</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">E-3、E-4、E-5</td> <td>会社負担上限額</td> <td>74,200</td> <td>60,200</td> <td>53,200</td> </tr> <tr> <td>上限額適用家賃</td> <td>106,000</td> <td>86,000</td> <td>76,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">E-1、E-2</td> <td>会社負担上限額</td> <td>72,100</td> <td>58,100</td> <td>51,100</td> </tr> <tr> <td>上限額適用家賃</td> <td>103,000</td> <td>83,000</td> <td>73,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">J層、S層</td> <td>会社負担上限額</td> <td>58,100</td> <td>44,100</td> <td>37,100</td> </tr> <tr> <td>上限額適用家賃</td> <td>83,000</td> <td>63,000</td> <td>53,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑨駐在手当 ※地域手当を参照</p> <p>⑩冬季手当 ※地域手当を参照</p>						等級区分		単身赴任	家族帯同	独身	E-3、E-4、E-5	会社負担上限額	74,200	60,200	53,200	上限額適用家賃	106,000	86,000	76,000	E-1、E-2	会社負担上限額	72,100	58,100	51,100	上限額適用家賃	103,000	83,000	73,000	J層、S層	会社負担上限額	58,100	44,100	37,100	上限額適用家賃	83,000	63,000	53,000																																											
等級区分		単身赴任	家族帯同	独身																																																																													
E-3、E-4、E-5	会社負担上限額	74,200	60,200	53,200																																																																													
	上限額適用家賃	106,000	86,000	76,000																																																																													
E-1、E-2	会社負担上限額	72,100	58,100	51,100																																																																													
	上限額適用家賃	103,000	83,000	73,000																																																																													
J層、S層	会社負担上限額	58,100	44,100	37,100																																																																													
	上限額適用家賃	83,000	63,000	53,000																																																																													

組 合 名	内 容
化学工業	<p>単身赴任者住宅費補助 単身赴任者－①住宅費の二重払いが生ずるため、赴任地の住宅については会社借り上げ(社宅)方式とする。 ②賃貸契約は原則として会社が当事者となる。 ③賃貸料の基準:地域格差を設ける。 1K・バス・トイレ付きを基準とし、 (本 社) 月額 60,000 円 (大阪支社・名古屋支局) 月額 45,000 円 (西部支局) 月額 30,000 円 ④光熱水道料、修繕費等の諸費は個人負担とする。 なお、赴任当初の契約の保証金・敷金・礼金及び解約時の減価償却等の費用は会社負担とする。</p>
ジャパントイムス	<p>家族同伴 20,000 単身 10,000</p>
日経メディアマーケティング	<p>配偶者・有扶 15,000 他 6,500</p>
新潟	<p>借家のための不動産仲介料全額(新入社員にも支給) 社宅入居者にも住宅手当あり(住手参照) 借上げ社宅家賃の本人負担限度 一律 5,000</p>
信濃毎日	<p>転勤者住宅は緊急性のあるところから借上げ社宅の確保につとめる。 ① 借上げ社宅は 4 人世帯で 3K、独身者で 1K を基準に家賃のうち有扶(県内 19,000、県外 27,000)、無扶(9,000)を社負担。こえる分は県内 50%、県外 3 分の 2 を社負担 ② 自宅入居の転勤者には住宅手当を支給 ③ 採用地への転勤者で借家入居者には、発令後 3 年間、家賃の半分を社負担(3 年目は一律分を超える分の 3 分の 1 を社負担)</p>
長野	<p>赴任者住宅家賃補助 18,000 まで 赴任支度金 単身 50,000 家族共 100,000</p>
北日本	<p>社宅使用料 支社局在勤者と都会地採用者が本社転勤の場合 東京 70% 大阪・名古屋・金沢 60% 富山・新潟・岐阜 50%を社負担 その他に都会地手当として 一律 2,000 県外転勤支度金 妻帯者 220,000 円 独身者 140,000 円</p>

組 合 名	内 容
福 井	① 県外支社社宅家賃 2DK4,000 3DK5,000 3LDK6,000 ② 県内支社も借上げ社宅(支社二階を含む)家賃は県外と同じ
全中経	遠隔地配転者借上げ住宅 ① 通勤2時間以上 ② 契約時必要な費用は社負担 ③ 引越し費用など社負担 ④ 基準 単身1DK 家族最低3DK ⑤ 家賃(含共益費)限度 単身40,000 家族60,000 東京、大阪などは別に協議 ⑥ 入居者負担は、うち5,000 ⑦ 家賃の値上げは社負担 ⑧ 住宅下見の交通費社負担(家族の下見も同じ)特別休暇を与える ⑨ 単身赴任の電話架設費負担 ⑩ 単身赴任1カ月2回の帰省旅費 ⑪ 妻帯者の単身赴任手当
京 都	転勤で社宅入居は10,000をこえる額、但し家賃、共益費、管理費の合計が50,000こえる場合は半額を補助。
京都折込	[転任旅費] (1) ① 転任旅費は社名により他の任務地に転任した従業員に支給する。 ② 前項の規程は住居の移転を必要としない場合および1年以内に本人が住居を移 転しない場合には適用しないものとする。ただし、特別の事情によって本部長お よび所属長の承認を得たときは、この限りではない。 (2) 転任旅費の種類は次の通り。 ① 移転旅費 実費 ② 荷物運賃及び荷造料 実費 ③ 荷物保険料 実費 ②・③については、関係機関・業者の請求書または領収書を提出するものとする。 [転任手当の支給] 本人 50,000 配偶者 25,000 その他の家族 13,000 いずれも、本人の転任に伴い帯同する配偶者・家族が同居する場合。 ただし、家族の小学生は半額、未就学幼児は支給しない。
奈 良	編集支局の敷金全額社負担

組 合 名	内 容												
日刊スポ西日本	<p>(1) 転任を命ぜられたものが新任地に赴任した場合は、原任地から新任地までの旅費の他、次の手当を支給する。資格区分は発令日現在の資格とする。</p> <p>①滞在料 旅費規定による宿泊料、日当の5日分</p> <p>②支度料 家族帯同者 80,000 円 单身赴任者 65,000 円 単 身 者 50,000 円</p> <p>③家財移転料 実費 特殊家財(ピアノ・自家用車問う)で多額の引っ越し費用を要する場合は、制限を加えることがある。なお、引っ越し業者は会社が指定する。</p> <p>(2) 転任者の家族に対する旅費は、同行の事実があった場合に限り本人と同一の旅費を支給する。満12歳未満の子については本人の半額、6歳未満については必要な場合に限り支給する。</p> <p>(3) 転任者が新任地での住居探しをする場合、往復交通費を支給する。その家族については本人と同一の往復交通費を支給する。子については小学生以下の場合帯同を認める。また家族の宿泊については東京、福岡に限り1泊のみ認めるものとし、宿泊料については本人の旅費規定と同一の額を支給する。子については支給しない。单身赴任者の引っ越し(赴任・帰任)の際に、配偶者が手伝い等で赴任地へ移動した場合は、往復交通費を支給する。</p> <p>(4) 帰任時に住居探しをする場合は前項に準じるものとし大阪本社管内にすでに住居のある場合はこれを認めない。</p> <p>(5) 転任者の住居は会社が認めたものとし、賃貸借契約の形式は法人契約とする。契約に伴う費用は全額会社負担とする。单身赴任者・単身者の住居はそれぞれ単身用を原則とする。単身者が赴任時に近い将来の結婚等の理由により家族用住居を希望する場合は、書面をもって会社に申請する。また、やむを得ない事情で転任期間中の転居を希望しこれを会社が認めた場合、1回に限り保証金(敷金、礼金含む)、仲介手数料の7割を会社が負担する。</p> <p>(6) 駐車場契約については個人契約とし、費用は本人負担とする。ただし、四国総局赴任者が私有車を取材車として利用し、これを会社が認めた場合は契約費用と駐車料金金のそれぞれ半額を会社が負担する。</p> <p>(7) 住居の家賃負担(共益費を含む)は以下の通り</p> <p>①家賃(共益費含む) 本人負担3割 会社負担7割(東京の既婚者 本人2割)</p> <p>②会社負担上限額(共益費含む)</p> <table data-bbox="411 1236 795 1371"> <thead> <tr> <th></th> <th>(東京)</th> <th>(その他)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単 身 者</td> <td>95,000 円</td> <td>65,000 円</td> </tr> <tr> <td>单身赴任者</td> <td>100,000 円</td> <td>70,000 円</td> </tr> <tr> <td>家族帯同者</td> <td>140,000 円</td> <td>90,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ なお、東京駐在及び派遣で、单身赴任者は会社斡旋の住居に入居する場合のみ、本人負担を1割とする。</p> <p>(8) 持ち家(マンションを含む)の者が帰任する際、持ち家に借家人が住み、やむを得ず他の住居を借りる場合、その家賃(共益費含む)の5割を会社が負担する。ただし期間は3カ月。</p> <p>(9) 帰任に際し、持ち家でないものが賃貸物件に入居する場合、その保証金のうち30%を会社負担とする。</p> <p>(10) 水道光熱費、電話代、町会費等その他日常生活にかかわる費用は本人負担とする。</p> <p>(11) 転任時における電話架設費は会社名義の場合、全額会社負担とする。電話機本体については支度料に含まれるものとする。個人名義の場合、移設に伴う費用を会社が負担する。</p>		(東京)	(その他)	単 身 者	95,000 円	65,000 円	单身赴任者	100,000 円	70,000 円	家族帯同者	140,000 円	90,000 円
	(東京)	(その他)											
単 身 者	95,000 円	65,000 円											
单身赴任者	100,000 円	70,000 円											
家族帯同者	140,000 円	90,000 円											

組 合 名	内 容						
	<p>(12) 大阪本社へ出張で、単身赴任者は日当のみを支給する。単身赴任者以外は旅費規定を適用する。</p> <p>(13) 転任に伴う特別休暇として3日まで認める。ただし、原則として異動を命じられた日から発令日までの期間内とする。</p> <p>転任者の子の幼稚園入園金については、二重払いの事実があった場合のみ、実費を会社が負担する。</p>						
神戸デイリー	<p>◇ 転勤・転宅補助規定</p> <p>① 交通費 住居移転時に発生する、本人並びに本人が扶養、同居する家族の交通費を支給。出張旅費規定を準用。ただし、小学生は半額とし、6歳未満は支給しない。</p> <p>② 家族引き取りの交通費 都合により、いったん単身赴任した後、家族を同伴するために旧勤務地まで出向くときは、往復の交通費を支給する。</p> <p>③ 引越し 転勤のため引越し（家財を輸送）する場合は、会社が提携している仲介会社に依頼し、仲介会社が紹介する引越業者を使う。引越費用は会社が直接業者に支払う。</p> <p>④ 支度料 転宅を伴う転勤者で転勤地に社宅（居住総局・支局・借り上げを含む）がない場合、次の通り支度金を支給する。</p> <table data-bbox="541 904 1035 994"> <tr> <td>〔単身者〕</td> <td>250,000 円（単身赴任含む）</td> </tr> <tr> <td>〔遠方加算〕</td> <td>50,000 円（県外への異動）</td> </tr> <tr> <td>〔家族帯同加算〕</td> <td>200,000 円（1人目）</td> </tr> </table> <p>2人目からは1人につき 100,000 円（扶養者に限る）</p> <p>※社宅（居住総局・支局・借り上げ）および単身赴任者住宅に転居する場合、支度料は1人につき 50,000 円とする。</p> <p>⑤ 赴任手当 県外異動に伴う転宅・転居については、本人並びに帯同する家族に対して出張旅費規定が定める宿泊料2夜分を支給する。</p> <p>⑥ 家族の交通費、支度料、赴任手当の制約 転勤を命ぜられた者が、発令の翌日から起算して6カ月以内に故なくその家族を勤務地に呼び寄せない場合には、交通費、支度料、赴任手当はいずれも支給しない。ただし特別の事情が次の各号の一に該当するときは、所属長が認定のうえ、さらに6カ月に限り延長することがある。</p> <ol data-bbox="445 1342 912 1497" style="list-style-type: none"> （1）会社の事由による場合 （2）赴任先に住宅が見つからない場合 （3）家族に病人がある場合 （4）子女の転校が容易でない場合 （5）その他、以上に準ずる事情のある場合 <p>⑦ 東京転勤者の厚生手当 東京転勤者には発令から5年間、単身者の場合月額 35,000 円、家族帯同の場合月額 55,000 円を厚生手当に加算する。借り上げ社宅、単身赴任者住宅に入居する場合は除く。</p> <p>⑧ 住宅のあっせん 転勤先で必要な住宅は、会社が提携している仲介会社が紹介する物件から選ぶことを原則とする。</p> <p>⑨ 住宅に関する費用の会社負担・補助</p>	〔単身者〕	250,000 円（単身赴任含む）	〔遠方加算〕	50,000 円（県外への異動）	〔家族帯同加算〕	200,000 円（1人目）
〔単身者〕	250,000 円（単身赴任含む）						
〔遠方加算〕	50,000 円（県外への異動）						
〔家族帯同加算〕	200,000 円（1人目）						

組 合 名	内 容
	<p>住宅関連の初期費用や交通費などについては次に定めた基準を限度に会社が負担する。負担の限度については、会社が「特別な事情がある」と認めた場合、個別に対応することがある。単身赴任者の住宅については別途定める。</p> <p>〔周旋手数料〕 家賃1ヵ月分 〔礼金〕 家賃4ヵ月分 〔敷金引き〕 家賃4ヵ月分 〔二重家賃〕 本人の責めに起因しない部分 二重家賃発生に伴う共益費や駐車場代金も会社負担とする。本人が立て替えた場合は、所得税課税相当額、振込手数料を含めた金額を支給する。</p> <p>〔契約更新料〕 家賃の1ヵ月分を限度に関東は2回、その他の地域は1回を原則とする</p> <p>〔家探しのための交通費〕 1往復分を支給。ただし、業務引継ぎで交通費が出る場合は支給しない</p> <p>〔家探しのための宿泊費〕 勤務地から新しい勤務地までの片道が100キロ以上の場合出張旅費規定が定める宿泊料1夜分を支給する。</p> <p>〔家探しのための休日〕 特別休暇2日を付与</p> <p>⑩ 住宅に関する初期費用の立て替え 周旋手数料や礼金など転宅・転居時に必要な住宅関連の初期費用は会社が立て替え、退去時に前条が定めた会社負担分を差し引いて一括精算する。</p> <p>⑪ 単身赴任者の住宅 単身赴任者の住宅は、会社が提携している仲介会社を通じて紹介し、初期費用、家賃、共益費は会社が負担する。会社が紹介する住宅以外に住む場合、家賃、共益費は本人負担とする。</p>
山 陽	<p>借上げ社宅家賃の最高限度額 高松・福山・岡山県内 54,000 大阪・広島 68,000 東京 109,000</p> <p>借り上げ社宅料 ｲ)家賃が最高限度額未満の場合 家賃の30% ロ) ㄱ) 以上の場合 最高限度額の30%プラス最高限度額超過額</p>
中 国	<p>転任の敷金等貸付規定 敷金は最大60万円まで貸し付け。 礼金(手数料)は、1ヵ月分を社負担</p> <p>支社局転勤の家賃補助制度(家賃-住宅手)の半分 ただし家賃の限度は 有扶100,000 無扶60,000以内</p> <p>支局居住者手当 支社局舎内に居住する場合 30,000</p>

組 合 名	内 容																				
山陰中央	借上げ住宅の家賃 75%(東京 85% 大阪・広島は 80%) 補助限度は世帯主 70,000 他 60,000 保険加入が入居条件の場合、入居時は社が全額負担。更新時は半額																				
愛 媛	<ul style="list-style-type: none"> ① 県内転勤は、保証金・斡旋手数料も社負担 ② 支社局から本社への転勤 <ul style="list-style-type: none"> (イ) 支社現地採用者の本社転勤は、支社局転勤基準を準用する。 (ロ) 東京・大阪に転勤した者で、転宅を余儀なくされた場合。 無制限・無利子の貸付 返済は 24 カ月払い ③ 手当は住宅手当の③転勤借家を参照 																				
全徳島	借り上げ社宅 一坪につき 県外 450 円、県内 360 円支給																				
四 国	東京・大阪の借上げ社宅の使用料は(基内+都市手)の 6%上まわる分は社負担																				
高 知	転勤時の社宅の畳、ふすまの交換は社負担																				
佐 賀	<ul style="list-style-type: none"> ① 転勤は 10 万まで無利子貸付で 1 年返済 ② 支社員の家賃 90%社負担(支社局居住は 100%) 																				
長 崎	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="border: none;">家賃補助制度</th> <th style="border: none;">東京</th> <th style="border: none;">大阪</th> <th style="border: none;">福岡</th> <th style="border: none;">佐世保</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: none;">家族同伴</td> <td>130,000</td> <td>960,000</td> <td>81,000</td> <td>53,000</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">夫婦</td> <td>120,000</td> <td>96,000</td> <td>81,000</td> <td>53,000</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">単身者</td> <td>100,000</td> <td>80,000</td> <td>69,000</td> <td>48,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>実際の家賃が限度額を超える場合、その超過額は本人負担。転居する場合の費用は原則本人負担だが、敷金について新旧で差し引き不足があれば会社負担</p> <p>転宅補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本社へ帰任する社員が住宅を賃貸する場合、仲介者への礼金(手数料)を負担する。 ○社宅廃止に伴い、本社への転勤者(借家)に 3 カ月間支給 妻帯者 50,000 独身者 40,000 	家賃補助制度	東京	大阪	福岡	佐世保	家族同伴	130,000	960,000	81,000	53,000	夫婦	120,000	96,000	81,000	53,000	単身者	100,000	80,000	69,000	48,000
家賃補助制度	東京	大阪	福岡	佐世保																	
家族同伴	130,000	960,000	81,000	53,000																	
夫婦	120,000	96,000	81,000	53,000																	
単身者	100,000	80,000	69,000	48,000																	
宮 崎	<ul style="list-style-type: none"> ① 県外支社は家賃の上限は下記。(家賃-住手)の 4 分の 3 社負担 家賃(東京 13 万, 大阪 11 万, 福岡 6 万)共益費 8,400(社負担) 本社転勤時の住宅費補助は 9 カ月 																				

組 合 名	内 容																					
	② 現地採用者の家賃補助 東 京 18,500 大 阪 17,500 福 岡 16,500																					
南日本	① 本支社局転勤の場合、敷金・権利金・周施料など、一切の費用のほか、家賃の社負担(ただし借上げ住宅の場合、一部家賃を本人が負担) ② 県外支社から本社へ転勤の場合も6カ月間は支社なみとする(家賃4万円の社負担と幹旋手数料4万円の社負担)																					
南海日日	① 赴任手当移転料=実費支給 ② 家族移転料 ▽12歳以上…従業員相当の鉄道賃、船賃、車賃の全額並びに食卓料の3分の2 ▽12歳未満6歳以上…上記の2分の1 ▽6歳以下は不支給 ③ 帰任時の敷金礼金補助 10万円																					
沖 縄	① 本土勤務者家賃補助 対象となる家賃の上限は下記 <table border="1" data-bbox="399 879 797 1014"> <thead> <tr> <th></th> <th>妻帯</th> <th>独身</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京・関西</td> <td>100,000</td> <td>80,000</td> </tr> <tr> <td>九州</td> <td>80,000</td> <td>70,000</td> </tr> <tr> <td>県内</td> <td>60,000</td> <td>50,000</td> </tr> </tbody> </table> 本土から本社も準ずる ② 異動に伴う権利・敷金3回まで社負担、移転料社負担 ③ 県内支局転勤住宅手当 <table border="1" data-bbox="406 1136 749 1236"> <thead> <tr> <th></th> <th>妻帯</th> <th>単身</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>那覇市内</td> <td>7,200</td> <td>5,400</td> </tr> <tr> <td>地 方</td> <td>5,400</td> <td>3,600</td> </tr> </tbody> </table>		妻帯	独身	東京・関西	100,000	80,000	九州	80,000	70,000	県内	60,000	50,000		妻帯	単身	那覇市内	7,200	5,400	地 方	5,400	3,600
	妻帯	独身																				
東京・関西	100,000	80,000																				
九州	80,000	70,000																				
県内	60,000	50,000																				
	妻帯	単身																				
那覇市内	7,200	5,400																				
地 方	5,400	3,600																				
琉 球	① 本土勤務者の家賃補助 90% 上限は下記 <table border="1" data-bbox="406 1333 817 1522"> <thead> <tr> <th></th> <th>妻帯</th> <th>独身</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京</td> <td>125,000</td> <td>85,000</td> </tr> <tr> <td>大阪</td> <td>105,000</td> <td>75,000</td> </tr> <tr> <td>福岡</td> <td>85,000</td> <td>65,000</td> </tr> <tr> <td>県内</td> <td>55,000</td> <td>45,000</td> </tr> </tbody> </table> ② 県内は家賃の差額補助 限度 40,000 ③ 支局長舎は全額社負担		妻帯	独身	東京	125,000	85,000	大阪	105,000	75,000	福岡	85,000	65,000	県内	55,000	45,000						
	妻帯	独身																				
東京	125,000	85,000																				
大阪	105,000	75,000																				
福岡	85,000	65,000																				
県内	55,000	45,000																				
産 経	① 転勤者は赴任後1カ月の家賃を社負担 (自宅にもどるもの、社宅入居者は除く) 再引越料は事情により社負担																					

組 合 名	内 容												
	② 入居費補助 敷金除き権利・礼金・仲介料で2万こえる分については20万限度に社負担 ③ 単身赴任老家賃補助 赴任期間中 月 30,000(これにみため場合実費)												
福島民報	転勤者の社宅以外の家賃補助 限度の70% こえる分は50% 役員 60,000 副参事 45,000 理事 55,000 社員妻帯 40,000 参事 50,000 独身 35,000												
山 梨	社宅または借り上げ社宅に全員入居												
北 国	① 借上げ住宅の家賃限度を東京 100,000 大・名 70,000 北陸三県 50,000 とし限度までの70%を補助 ② 通勤1~2時間 世帯3K~2DK 独身1LDK ③ 東京への家族同伴は限度12万とし、6万こえる分の70%補助												
岐 阜	県外支社は家賃の80%補助で限度は下記 ただし、自宅通勤者は基本給の5.5% <table border="1" data-bbox="374 962 701 1097"> <thead> <tr> <th></th> <th>妻帯</th> <th>単身</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東 京</td> <td>75,000</td> <td>55,000</td> </tr> <tr> <td>大 阪</td> <td>69,000</td> <td>49,000</td> </tr> <tr> <td>名古屋</td> <td>58,000</td> <td>38,000</td> </tr> </tbody> </table>		妻帯	単身	東 京	75,000	55,000	大 阪	69,000	49,000	名古屋	58,000	38,000
	妻帯	単身											
東 京	75,000	55,000											
大 阪	69,000	49,000											
名古屋	58,000	38,000											
日本海	役職 40,000(県外50,000まで) 島根は県内に含む 世帯 30,000(県外40,000まで) 単身 15,000(県外25,000まで) 敷金・保証金は社が立替												